

改正 令和4年3月14日 原規総発第2203143号 原子力規制委員会決定

令和4年3月14日

原子力規制委員会委員長 更 田 豊 志

原子力規制委員会マネジメント規程の一部改正について

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1409031号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資源に係るマネジメントの基本原則)</p> <p>第7条 1～3 (略)</p> <p>4 情報資源に係るマネジメントについては、情報公開法、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>その他の関係法令の定めるところにより説明責任の全うと個人情報その他情報の保全が適切に行われるよう管理した上で、先進的かつ効率的な情報処理システムの設置及び運用、包括的かつ効果的な知識管理、適正かつ合理的な公文書管理その他の方策により、知的資源の産出と活用が効果的に行われるようにするものとする。</p> <p>(原子力規制委員会年度業務計画)</p> <p>第14条 原子力規制委員会は、中期目標を達成するため、毎年度、<u>原子力規制委員会の年度業務計画(以下「原子力規制委員会年度業務計画」という。)</u>を定め、公表するものとする。</p> <p>(課等年度業務計画)</p> <p>第15条 原子力規制庁等は、<u>原子力規制委員会年度業務計画</u>を実施するため、各課等ごとに、<u>課等の年度業務計画(以下「課等年度業務計画」という。)</u>を定めるものとする。</p> <p>2 <u>課等年度業務計画</u>は、各課等の所掌事務に関し、<u>原子力規制委員会年度業務計画</u>を実施するための事項及びこれに関連して必要な事項について、各部等の長の了承の下、各課等の長が定めるものとする。</p>	<p>(資源に係るマネジメントの基本原則)</p> <p>第7条 1～3 (略)</p> <p>4 情報資源に係るマネジメントについては、情報公開法、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</u>その他の関係法令の定めるところにより説明責任の全うと個人情報その他情報の保全が適切に行われるよう管理した上で、先進的かつ効率的な情報処理システムの設置及び運用、包括的かつ効果的な知識管理、適正かつ合理的な公文書管理その他の方策により、知的資源の産出と活用が効果的に行われるようにするものとする。</p> <p>(年度重点計画)</p> <p>第14条 原子力規制委員会は、中期目標を達成するため、毎年度、<u>年度重点計画</u>を定め、公表するものとする。</p> <p>(年度業務計画)</p> <p>第15条 原子力規制庁等は、<u>年度重点計画</u>を実施するため、各課等ごとに、<u>年度業務計画</u>を定めるものとする。</p> <p>2 <u>各課等の年度業務計画</u>は、各課等の所掌事務に関し、<u>年度重点計画</u>を実施するための事項及びこれに関連して必要な事項について、各部等の長の了承の下、各課等の長が定めるものとする。</p>

(マネジメントレビュー)

第16条 原子力規制委員会は、原子力規制委員会年度業務計画の実施状況を評価し、その評価の結果必要な措置を講ずるため、第40条の定めるところにより、マネジメントレビューを行うものとする。

(原子力規制委員会の役割)

第17条 原子力規制委員会は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会年度業務計画を定めること。

四 原子力規制委員会年度業務計画に基づき、業務を実施し、マネジメントレビュー等により実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(部等の長の役割)

第19条 部等の長は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項について、課等の長を指揮監督するものとする。

一 課等年度業務計画を定めること。

二 課等年度業務計画に基づき、業務を実施し、実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(課等の長の役割)

第20条 課等の長は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項をつかさどるものとする。

一 課等年度業務計画を定めること。

(マネジメントレビュー)

第16条 原子力規制委員会は、年度重点計画の実施状況を評価し、その評価の結果必要な措置を講ずるため、第40条の定めるところにより、マネジメントレビューを行うものとする。

(原子力規制委員会の役割)

第17条 原子力規制委員会は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

一・二 (略)

三 年度重点計画を定めること。

四 年度重点計画に基づき、業務を実施し、マネジメントレビュー等により実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(部等の長の役割)

第19条 部等の長は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項について、課等の長を指揮監督するものとする。

一 課等における年度業務計画を定めること。

二 課等の年度業務計画に基づき、業務を実施し、実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(課等の長の役割)

第20条 課等の長は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項をつかさどるものとする。

一 課等における年度業務計画を定めること。

二 課等年度業務計画に基づき、業務を実施し、実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(課等年度業務計画の作成及び実施)

第32条 部等の長及び課等の長は、マネジメント方針、中期目標及び原子力規制委員会年度業務計画を踏まえ、第10条（グレーデッドアプローチ）の趣旨にのっとり、業務の優先度や資源投入の必要性を評価しつつ課等年度業務計画を作成し、課等年度業務計画に基づき、課等の業務を管理するものとする。ただし、緊急を要する業務、課等年度業務計画作成当初に実施が想定されていない業務等課等年度業務計画作成当初に計画の作成が困難な業務についてはこの限りでない。

2 課等年度業務計画は、関係する他の部等又は課等が作成する課等年度業務計画と整合したものとするとともに、当該計画に定める目標は、その達成度が判定可能なものでなければならないものとする。

3 部等及び課等の職員は、課等年度業務計画に基づき、誠実に職務を遂行するものとする。

4 部等の長及び課等の長は、課等年度業務計画に基づき、自ら安全文化を育成・維持するための行動を実践するとともに、当該部等又は課等の職員に当該行動を促すよう努めるものとする。

5 部等の長及び課等の長は、課等年度業務計画を変更する場合、課等年度業務計画の作成に準じて変更を行うものとする。

(評価の反映)

第38条 部等の長及び課等の長は、前条第2項の規定によるマネジメントシステムに係る評価の結果を、必要に応じて次年度の課等年度業務計画に反映するとともに、監査・業務改善推進室に報告するものとする。

二 課等の年度業務計画に基づき、業務を実施し、実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(年度業務計画の策定及び実施)

第32条 部等の長及び課等の長は、マネジメント方針、中期目標及び年度重点計画を踏まえ、第10条（グレーデッドアプローチ）の趣旨にのっとり、業務の優先度や資源投入の必要性を評価しつつ年度業務計画を作成し、年度業務計画に基づき、課等の業務を管理するものとする。ただし、緊急を要する業務、年度業務計画作成当初に実施が想定されていない業務等年度業務計画作成当初に計画の作成が困難な業務についてはこの限りでない。

2 年度業務計画は、関係する他の部等又は課等が作成する年度業務計画と整合したものとするとともに、当該計画に定める目標は、その達成度が判定可能なものでなければならないものとする。

3 部等及び課等の職員は、年度業務計画に基づき、誠実に職務を遂行するものとする。

4 部等の長及び課等の長は、年度業務計画に基づき、自ら安全文化を育成・維持するための行動を実践するとともに、当該部等又は課等の職員に当該行動を促すよう努めるものとする。

5 部等の長及び課等の長は、年度業務計画を変更する場合、年度業務計画の作成に準じて変更を行うものとする。

(評価の反映)

第38条 部等の長及び課等の長は、前条第2項の規定によるマネジメントシステムに係る評価の結果を、必要に応じて次年度の年度業務計画に反映するとともに、監査・業務改善推進室に報告するものとする。

(マネジメントシステム内部監査)

第39条

1～3 (略)

4 内部監査の評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 原子力規制委員会年度業務計画 (計画を達成するための目標を含む。) 及び課等年度業務計画 (計画を達成するための目標を含む。) の進捗状況

二・三 (略)

四 課等年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

5・6 (略)

(マネジメントレビュー)

第40条

1 (略)

2 原子力規制委員会は、原子力規制委員会年度業務計画の達成状況その他マネジメントシステムの評価に資する情報について審議することにより、マネジメントレビューを実施するものとする。

3 原子力規制委員会は、マネジメントレビューの結果を踏まえ、長官及び原子力安全人材育成センター所長に指示することにより、次の各号の全てを含むマネジメントシステムの見直しの結果を次年度の原子力規制委員会年度業務計画の作成に反映させるものとする。

一～三 (略)

(マネジメントシステムの継続的な改善)

第45条 原子力規制委員会は、マネジメント方針、中期目標、原子力規制委員会年度業務計画等に照らし、マネジメントシステム内部監査の結果、

(マネジメントシステム内部監査)

第39条

1～3 (略)

4 内部監査の評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 年度重点計画 (計画を達成するための目標を含む。) 及び年度業務計画 (計画を達成するための目標を含む。) の進捗状況

二・三 (略)

四 年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

5・6 (略)

(マネジメントレビュー)

第40条

1 (略)

2 原子力規制委員会は、年度重点計画の達成状況その他マネジメントシステムの評価に資する情報について審議することにより、マネジメントレビューを実施するものとする。

3 原子力規制委員会は、マネジメントレビューの結果を踏まえ、長官及び原子力安全人材育成センター所長に指示することにより、次の各号の全てを含むマネジメントシステムの見直しの結果を次年度の年度重点計画の作成に反映させるものとする。

一～三 (略)

(マネジメントシステムの継続的な改善)

第45条 原子力規制委員会は、マネジメント方針、中期目標、重点計画等に照らし、マネジメントシステム内部監査の結果、是正処置、予防処置及

是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを踏まえ、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するための措置を採るものとする。

びマネジメントレビューを踏まえ、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するための措置を採るものとする。